

小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬単位数が500単位の場合の記載例

(4) 小規模多機能型居宅介護(様式第二)のサービスにて、平成19年10月1日から当該サービスの契約を締結し、平成19年10月10日から当該サービスの利用を開始。当該月は15日間サービスを提供。要介護状態は要介護3の認定を受けていたが、10月25日に要介護2に変更となった場合の記載内容。

居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成										2. 被保険者自己作成													
	事業所番号	4	8	9	9	9	9	9	9	9	9	事業所名称	小規模多機能型居宅介護事業所											
開始年月日	平成	1	9	年	1	0	月	1	0	日	中止年月日	年	月	日										
中理	本来報酬「537」単位を「553」単位に変更する。										本来報酬「766」単位を「782」単位に変更する。													
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数等	公費対象単位数	摘要																
	小規模多機能型居宅介護3・日割	7 3 1 1 0 0	7 8 2	1 5	1 1 7 3 0			080102																
	小規模多機能型居宅介護2・日割	7 3 1 1 2 2	5 5 3	6	3 3 1 8			020200																
	小規模多機能型居宅介護初期加算	7 3 6 3 0 0	3 0 2 1		6 3 0																			
請求額集計欄	①サービス種類コード ②名称	7 3	小規模多機能																					
	③サービス実日数	1 5	日																					
	④計画単位数	1 5 6 7 8																						
	⑤限度額管理対象単位数	1 5 6 7 8																						
	⑥限度額管理対象外単位数	0																						
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥	1 5 6 7 8																						
	⑧公費分単位数																							
	⑨単位数単価	1 0 0 0	円/単位		円/単位		円/単位		円/単位	合計														
	⑩保険請求額	1 4 1 1 0 2																						
	⑪利用者負担額	1 5 6 7 8																						
	⑫公費請求額																							
	⑬公費分本人負担																							

この欄に独自報酬単位数を記載しない。

注：小規模多機能型居宅介護サービスについては、月の初日から利用契約を結んでも月の途中からサービスを開始した場合、月単位の報酬ではなく、日割り計算用のサービスコードを使用して請求する(本事由は小規模多機能型居宅介護(予防も含む)のみに適用される)。なお、日割り計算を行う登録日は、利用者と利用契約を結んだ日ではなく、実際にサービスを開始した日となる。
 小規模多機能型居宅介護サービスの場合、明細情報の摘要欄に通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を二桁の数字で続けて記載すること。(本事例では、10月10日から通所サービスを10日間、訪問サービスを3日間、宿泊サービスを2日間提供した場合の記載例)
 サービス実日数には実際に小規模多機能型居宅介護サービスを提供した日数を記載する。

補足：小規模多機能型居宅介護サービスについては、本事例のように月の途中で要介護3から要介護2への変更など経過的要介護から要介護5の間での認定区分の変更が行われた場合についても、月単位の報酬ではなく、要介護状態区分に応じた日割り計算用のサービスコードを使用して請求する。

